認知症施策の推進を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成30年12月7日

提出者	戸田市議会議員	手	塚	静	枝
賛成者	IJ	むと	こう	葉	子
IJ	IJ	本	田		哲
IJ	IJ	金	野	桃	子
IJ	IJ	石	JII	清	明
IJ	IJ	馬	場	栄-	一郎
IJ	IJ	榎	本	守	明
IJ	IJ	伊	東	秀	浩
IJ	II	Щ	崎	雅	俊

議員提出議案第7号

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々ふえ続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取り組まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって国においては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定 も視野に入れ、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1. 国や自治体を初め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断 直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や 情報につながることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成 することによる支援体制の構築を図ること。
- 3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・ 効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備 するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進め ること。
- 4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、 経済産業大臣 様

無戸籍問題の解消を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成30年12月7日

提出者	戸田市議会議員	馬	場	栄-	一郎
賛成者	IJ	むと	こう	葉	子
IJ	IJ	本	田		哲
IJ	IJ	金	野	桃	子
IJ	IJ	石	JII	清	明
IJ	IJ	手	塚	静	枝
IJ	IJ	榎	本	守	明
IJ	IJ	伊	東	秀	浩
IJ	II	Щ	崎	雅	俊

議員提出議案第8号

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届け出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子供や成人がいるという問題である。

無戸籍者は、みずからに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益をこうむっており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益をこうむるだけでなく、みずからが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

そこで政府としては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益をこうむることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1. 強制認知調停の申し立てについては、その受け付け等の際に家庭裁判所の窓口で 不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や 裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
- 2. 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、 一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そ のことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられ る。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍問題の理解を促し、適切な対応を周 知徹底すること。
- 3. 嫡出否認の手続に関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、 民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出 さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣 様

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成30年12月7日

提出者	戸田市議会議員	石	Ш	清	明
賛成者	IJ	むとう		葉	子
IJ	IJ	本	田		哲
IJ	II .	金	野	桃	子
IJ	IJ	馬	場	栄-	一郎
IJ	IJ	手	塚	静	枝
IJ	IJ	榎	本	守	明
IJ	IJ	伊	東	秀	浩
IJ	IJ	Щ	崎	雅	俊

議員提出議案第9号

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、 災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考 えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところで ある。

そこで国としては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に進めるべきである。

記

1.「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官様

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成30年12月7日

提出者	戸田市議会議員	本	田		哲
賛成者	IJ	むとう		葉	子
IJ	IJ	金	野	桃	子
IJ	IJ	石	JII	清	明
IJ	IJ	馬	場	栄-	一郎
IJ	IJ	手	塚	静	枝
IJ	IJ	榎	本	守	明
IJ	IJ	伊	東	秀	浩
IJ	IJ	Щ	崎	雅	俊

議員提出議案第10号

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

ことしに入って、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨災害、台風 21 号など大きな地震や記録的豪雨、強力台風の上陸などが相次ぎ、各地に甚大な被害をもたらしている。まさに、「災害多発国日本」の厳しい現実を改めて突きつけているところである。

西日本豪雨災害では、死者・行方不明者 200 人以上を数え、住宅の全・半壊、一部 損壊だけでも 2 万棟を超えている。また、ことし 10 月の北海道胆振東部地震でも死 者 41 人、住宅の全・半壊、一部損壊が合わせて約 9 千棟に上っている。このため、 被災者の多くは仮設住宅などでの仮住まいを余儀なくされ、住宅再建の見通しの立た ない被災者も少なくない。

災害が発生した場合には、再度災害を防止するとともに、全ての被災者を対象にした生活と生業の再建、被災者の自立に向けた支援を行うことが求められている。

阪神・淡路大震災被災を機に、被災者の粘り強い運動と世論の力で被災者生活再建 支援法が創設されて 20 年になるが、現行の制度では、支給額は最高支給額が 300 万 円と少なく、適用対象も全壊や大規模半壊に限られ、被災者の要望に十分応えきれて いないのが現状である。

よって国においては、自然災害の頻発を踏まえ、被災者生活の再建を加速するため、被災者生活再建支援制度について、以下の拡充策を講じるよう強く要望する。

記

1. 支援の対象を住宅の全壊・大規模半壊だけでなく、半壊や一部損壊まで広げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣様